

裁 決 書

審査請求人

上記代理人 札幌市
甲斐 基男

処 分 庁 札幌市中央区南2条西14丁目
北海道後期高齢者医療広域連合

審査請求人が平成20年5月31日付けで提起した平成20年度後期高齢者医療保険料仮徴収額決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 実

処分庁は、平成20年4月1日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成20年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収額を決定し、後期高齢者医療仮徴収額決定通知書により通知した。

請求人は、処分庁が請求人に対して行った平成20年度後期高齢者医療保険料仮徴収額決定処分（以下「原処分」という。）を不服として、平成20年5月31日付けで北海道後期高齢者医療審査会（以下「審査会」という。）に審査請求を提起した。

審査請求及び弁明の趣旨

1 請求人による審査請求の趣旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張する。

(1) 保険料を本人の承諾を得ることなく年金から天引きすることは、憲法第



29条で保障されている財産権の侵害に当たる。

- (2) 75歳以上を対象とした医療制度を創設し、その被保険者全員から保険料を強制的に徴収したり受けられる医療を制限したりすることは差別であり、憲法第14条に規定されている法の下の平等に違反する。
- (3) 無年金者及び低年金者から保険料を徴収することは、憲法第25条で保障されている生存権の侵害に当たる。

2 処分庁による弁明の趣旨

処分庁は、本件審査請求の棄却を求めて、次のとおり主張する。

- (1) 原処分は、法令及び北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第31号。以下「条例」という。）の規定に基づき適正に行われたものである。
- (2) 保険料を年金から天引きする方法である特別徴収は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に定められて実施するものであり、納付義務者の納付に係る手間を軽減すること、市町村の徴収に係る経費の節減や事務の効率化を図ること、また、確実に保険料を徴収することにより、後期高齢者医療の財政運営の安定に寄与することを目的に行われるものと考えられるから、憲法第29条で保障されている財産権の侵害に当たるとはいえないと考える。

なお、法第104条の規定により、保険料の徴収は市町村の事務とされていることから、保険料の徴収方法の決定は市町村が行ったものである。

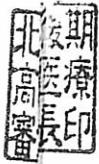
- (3) 後期高齢者医療制度は、統計上医療を要する比率が高くなる75歳以上の高齢者にかかる負担が過大になることがないよう、他の世代と比べて医療を受ける際の自己負担を低い水準で維持する目的で設けられた制度であり、憲法第14条に規定されている法の下の平等に違反するとはいえないと考える。
- (4) 保険料の仮徴収は、特別徴収の方法で保険料を徴収する方を対象に行うが、年金の年額が18万円未満である場合や、介護保険料との合算額が特別徴収対象年金の支給額の2分の1を超える場合は、特別徴収の対象から除外されるので、無年金の方については仮徴収額の決定を行うことはない。

特別徴収の対象とならない無年金又は低年金の被保険者の場合、その生計は、本人の貯蓄又は扶養により維持されるものと考えられるが、法第108条は、世帯主及び配偶者の方に対する保険料の連帯納付義務を定めており、保険料を無条件に本人から徴収するものではない。

また、低所得者の負担に配慮して保険料を軽減した上で、一定の負担を求めるとしていることから、憲法第25条で保障されている生存権の

侵害に当たるとはいえないと考える。

裁決の理由



本件に関しては次のとおり判断する。

1 原処分について

- (1) 保険料の賦課及び徴収については、法第104条に規定されており、同条第1項において、市町村は、後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならないとされており、同条第2項において、保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定された保険料額によって課するとされている。
- (2) 処分庁は、上記(1)により請求人に対し原処分を通知したものであると認められるが、原処分における仮徴収額を本審査会において算定すると、別紙内訳のとおりであり、条例に基づき適正に算定されていることが認められる。

2 請求人の主張について

請求人は、審査請求の趣旨(1)、(2)及び(3)のとおり、後期高齢者医療制度に関し、憲法違反であると主張する。

しかしながら、当審査会は、処分庁の行った原処分が法令の規定に従って適法に行われたものであるかどうかについて審理を行うものであり、法令の規定あるいはこれに基づく後期高齢者医療制度が憲法に違反するかどうかの判断については、当審査会の権限に属するものではない。

したがって、請求人のこれらの主張は、当審査会の権限外のことを求めているのであるから、これを採用することはできない。

以上のとおり、原処分は法令及び条例の規定に基づき行ったものであり、取り消すべき瑕疵があるものとはいえないから、請求人の主張には理由がないものである。

よって、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。